

保存期間 3 年

法務省管在第1556号

平成26年3月25日

地方入国管理局長 殿

地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局入国在留課長 石岡 邦章 (御署名)

警備課長 山田 利行 (御署名)

技能実習生の失踪に係る調査について（通知）

今般、平成25年中に失踪した技能実習生の数をとりまとめたところ、3567人と、前年の2005人を大きく上回っていることが判明しました。

現在、技能実習制度については、出入国管理政策懇談会に分科会を設け、その見直しについて検討を進めているところ、見直しに当たっては制度の適正化が図られることが必要とされ、そのためには、このような失踪者の大幅に増加に対し、失踪に至る経緯等を調査・分析し、失踪を防止し制度を適正に運用するための対応策を講じる必要があります。

そこで、今般、上記対応策の検討に当たり必要な情報を収集するため、下記のとおり、審査部門における措置（下記1）、警備部門における措置（下記2）を定めたので通知します。

記

1 審査部門における措置

(1) 技能実習生が失踪した場合は、失踪の原因、経緯等について、次の各事項を監理団体、実習実施機関から聴取する。

※ 技能実習生が失踪した場合は監理団体等から地方局に報告されるが、同報告を端緒として、さらに必要な情報を収集しようとするもの。

失踪報告があった場合に限らず、失踪したとの情報提供が第三者からあった場合や技能実習生本人の申立て等報告はないが失踪していることが判明した場合も同様とする。

ア 監理団体、実習実施機関に対し、失踪した技能実習生から、処遇等技能実習実施状況一般に関する不満、要望等の相談や申立てがあったかどうか。

※ 監査実施者や技能実習指導員に限らず、監理団体職員（通訳）、生活相談員、他の技能実習生や日本人同僚等に対して相談等がなかったかどうか広く確認する。

※ 相談等は、監査、訪問指導の機会に限らない。

イ 上記アにおいて、相談等があった場合は、その内容、その後、監理団体、実習実施機関はどのように対応したか。

※ 相談の申出があつてから、実際に対応するまでの時間、当該相談に対し執った措置等について聴取する。

ウ その他、実習の態度や生活態度、休日の様子に不自然な点がなかったかどうか。

(2) 失踪した技能実習生が受け入れられていた実習実施機関の他の技能実習生に対し、速やかに、次の各事項を聴取するよう、監理団体、実習実施機関に指示する。

※ 失踪した技能実習生に誘発されてさらに失踪者が発生しないよう、速やかに、失踪の原因（と思われる事由）を改善するために行うもの。失踪の人数や状況に応じ、喫緊の対応を要すると認められるときは、地方局において実地調査を行い、技能実習生本人から直接事情を聴取する。

ア 技能実習の実習実施状況について不満や要望はないか。

※ 特に不満の生じやすい賃金の支払について、賃金が適正に支払われているか、振込口座から自由に引き出せるか、日本人従業員の賃金と照らし適正なものか等を聴取する。

イ その他生活上の待遇を含め、不満や要望はないか。

※ 例えば、職場、寮で過度に厳しい規則が設けられていないか、本国の家族との連絡は十分に行われているか、実習実施機関でのコミュニケーションに不自由はないか、寮の設備はどうか等、当該実習実施機関での待遇全般についての不満や要望の有無を聴取する。

(3) 監理団体の監査の体制等について、次の各事項を調査する。

※ 原則として、監理団体、実習実施機関関係者の出頭を求めて聴取する。

ア 監査、訪問指導の際に、実習実施機関に対する技能実習生からの相談等の有無を確認していたか。

イ 監理団体が、技能実習の実施状況等を、直接、技能実習生本人から聴取する機会を設けていたか。

※ 上記ア、イについては、通訳人の同行の有無等についても聴取する。

ウ 生活相談員（監理団体、実習実施機関）は、技能実習生の生活上の相談にどのように対応していたか。

(4) (1) から (3) の結果等を踏まえ、監理団体、実習実施機関の不正行為の「失踪者の多発」、「監査・相談体制構築等の不履行」への該当性について検討する。

※ 監理団体、実習実施機関が失踪者の発生を予見していながら、漫然と放置していた場合は、不正行為「失踪者の多発」に該当し得る。この認定に当たっては、過去にも失踪者が発生していたかどうか、その際の対応等も踏まえながら、個別の対応状況によって決することとなる。

監査や訪問指導（技能実習1号）を、所定の回数・頻度で行っていない場合や、形骸化していた場合は、不正行為「監査・相談体制構築等の不履行」に該当し得る。

2 警備部門における措置

- (1) 最終の在留資格が「研修」、「技能実習1号」、「技能実習2号」であった被退去強制容疑者であって、実習実施機関から失踪した者に対する違反調査においては、別添「実習実施機関から失踪した技能実習生に係る聴取票」の各事項について聴取し同票を作成する。
- (2) 上記(1)を実施した場合は、月毎に地方局において取りまとめた上、翌月10日までに関係資料の写しとともに入国在留課研修審査係（警備課調査係経由）に入管WANメールで送付する。

※ 被退去強制容疑者について、出頭申告した場合、摘発した場合にかかわらず聴取する。

※ 実習期間の途中に失踪した者のほか、実習終了後、帰国せず不法残留となった者を含む。

添付物 実習実施機関から失踪した技能実習生に係る聴取票